沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金実施要領

令和８年３月31日制定

１　通則

沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金（以下「交付金」という。）に係る交付の実施について必要な事項を本実施要領で定めるものとする。

２　実施の主体

市町村立小学校給食費負担軽減等事業（要綱別表の事業の内容欄に規定する事業をいう。以下同じ。）の実施主体は市町村とする。

３　交付対象経費

⑴　交付対象経費の取扱い

市町村給食費負担軽減等事業に係る交付対象経費は、要綱別表に規定のとおりとする。ただし、学校給食費の抜本的負担軽減に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、本事業に係る経費と、国や県による他の事業や市町村が持つ他の事業の経費を明確に区分して経理すること。

⑵　交付金の上限額

市町村給食費負担軽減等事業に係る交付金の上限額は、以下のとおりとする。

小学校における当該年度の在籍児童数　×　以下に示す基準額の範囲内で各市町村が申請する額　×　11か月

【基準額】

	小学校
完全給食	5,200円
補食給食	4,800円
ミルク給食	1,200円

⑶　交付対象経費に関する留意事項

市町村は、上記の規定に基づくもののほか、以下に留意しなければならない。

①　交付対象経費の算定にあたっての「当該年度の在籍児童数」については、当該年度の５月１日の給食を実施している公立の各小学校の在籍児童数の合計から、下記②の児童数を除いた人数とする。

②　在籍児童数の算定に当たって、生活保護法第13条に規定する教育扶助の対象者に係る児童や、学校給食法第12条第２項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者に係る児童については、交付金の対象から除く。

③　上記⑵の交付金の上限額は、学校給食に係る食材費を支援し、児童の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業（以下「食材費支援」という。）と学校給食実施校における非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業（以下「非喫食者支援」という。）の総額に対する上限額とする。

４　事業計画書の提出

交付金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに、事業計画書を提出するものとする。

５　実績報告書の提出

交付金の交付を受けた市町村等は、県が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、実績報告書を提出するものとする。

６　事業実施にあたっての留意事項

給食費負担軽減事業を実施するにあたっては以下のことに留意しなければならない。

⑴　食材費支援

①　上記３⑶の交付対象経費の算定にあたっての児童数の考え方については、あくまで交付金の上限額の算定に際してのものであり、実際に学校給食費の負担軽減を行うにあたっては、途中転入するなど５月１日時点で在籍していない児童についても、他の在籍児童との間で取扱いに差が生じないようにすること。

②　支援の対象となる給食を実施している公立の小学校については、共同調理場の設置形態などを問わず、学校給食法施行令第１条に基づく学校給食の開設の届出を行い、学校給食法に基づき給食を実施している学校とすること。

③　学校給食の区分についても、当該学校給食の開設の届出の内容を踏まえること。

⑵　非喫食者支援

①　非喫食者及びその保護者を対象とした金銭給付その他の給付を行う事業を実施する場合には、給付の目的として、やむを得ない事情により、恒常的に給食を喫食できないことについて学校給食費相当額の金銭給付その他の給付を行うものであることを明確化するとともに、当該事業の概要、当該事業に要する費用及び交付対象経費等を記載した実施計画を策定し、提出すること。

②　対象者は、給食実施校における在籍児童であって、主として、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者を想定している。やむを得ない事情としては、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等が考えられること。

③　本事業により支援の対象となる金銭給付等の額については、児童一人につき、当該児童の在籍する学校における学校給食の区分に応じて、上記３⑵で各市町村が申請する額 × 非喫食の期間を乗じた額を上限とすること。

７　第三者への委託を行う際の留意事項

市町村給食費負担軽減事業の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあっても、その事業遂行に係る責は交付金事業者に帰するものとする。